

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き(以下「公募型プロポーザル方式」という。)を実施する。

令和5年(2023年)6月28日

北海道立旭川高等技術専門学院長 新山 辰彦

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- | | | |
|-----------|--|---------------------------|
| (1) 事業名 | } 別紙「令和5年度機動職業訓練一覧表
(12月開講予定 稚内分校分)」による | 離職者等の再就職を促進するための公共職業訓練の実施 |
| (2) 科目名 | | |
| (3) 訓練の内容 | | |
| (4) 訓練期間 | | |
| (5) 実施地域 | | |
| (6) 委託期間 | | |

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本店又は事業所を有する法人(いわゆる「権利能力なき社団」等を含む)、若しくは道内に住所を有する個人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (7) 道税及び消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (9) 過去に機動職業訓練を受託した際に、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。
- (10) 過去に機動職業訓練を受託した際に、偽りその他不正の行為により就職支援経費の支給を受けたこと又は受けようとしたことが明らかになった者は、不正行為に係る処分を通知された日から5年を経過していること。

3 説明会

- (1) 日時 令和5年7月6日(木)11時から
- (2) 場所 稚内市末広4丁目2番27号
宗谷合同庁舎2階 2号会議室
- (3) 内容 企画提案書募集要領及び指示書の説明を行う。
- (4) その他 プロポーザル参加希望者は、説明会へ出席すること。
説明会出席希望者は、別紙申込書を令和5年7月4日(火)16時までに提出すること。

4 企画提案書募集要領及び指示書の交付方法

ホームページからダウンロードしてください。

交付期間 令和5年6月28日(水)から
令和5年7月20日(木)まで

ホームページのURL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ahs/wakka/>

(注)説明会では交付しません。

5 企画提案書の提出

公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に定めるところにより企画提案書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和5年7月20日(木)16時まで(必着)
- (2) 提出場所 稚内市末広4丁目2番27号 宗谷合同庁舎4階
北海道立旭川高等技術専門学院 稚内分校
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかによる。)

6 企画提案書の無効

公募型プロポーザル方式の参加資格を有しない者の提出した企画提案書は無効とする。

7 最良の企画をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

なお、企画提案された内容についてプレゼンテーションを実施する場合は、日時、場所、留意事項を別途通知する。

8 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道立旭川高等技術専門学院 稚内分校
- (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号 宗谷合同庁舎 4階
- (3) 電話 0162-33-2636

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は企画提案書募集要領及び指示書による。